

災害時要援護者避難支援制度の取組事例

1 支援組織概要

組織名：上丸子天神町町会（中原区）

世帯数：約1,200世帯

2 取組概要

災害時要援護者の支援は、登録者個人に対して班単位で支援することとしており、支援者が不在の場合や支援できない状況を作らないような体制を構築しています。

また、地区独自に福祉協力委員を設け、地域での見守り活動を行ったり、一定年齢以上の高齢者等を対象とした地区独自の名簿を作成して幅広く支援を行うとともに、周辺の町内会と連携し、より広域でのサポートが可能となるよう協力体制をとっています。

3 取組経過等

阪神・淡路大震災を受け、平成11年7月に天神町自主防災組織を結成し、災害時要援護者対策を含む地域の防災対策に取り組んできました。平成18年からは、丸子地区民生委員・児童委員協議会の防災対策である「災害時における要援護者の安否確認制度」によって要援護者への支援を進めてまいりました。これは人命救助を最優先するという目的のもと、75歳以上の高齢者を対象として、本人の同意を得て地区独自で作成している要援護者名簿に登載し、災害時には優先的に地域の方が安否確認や避難誘導を行えるようにするものです。

これをベースに、平成19年からは市の「災害時要援護者避難支援制度」を組み込み、要援護者の把握を一層きめ細かくするとともに、日ごろから地域の支援体制の強化につながるよう、要援護者搬送訓練などを防災訓練の中で行っております。

4 取組詳細

1 登録者数・・・14名

2 支援者・・・1班約20名（4班合計で約80名）

* 町会に民生委員が4名おり、4班の支援体制を構築しています。

* 各班は、「班長」1名、「副班長」1名、「班員」で構成されており、班長及び副班長は町会役員が担っています。班員は町会役員と町会の組長（交替制）で担当しています。

3 取組方法

<初回訪問>

- ・原則、町会長と民生委員の2名で実施しています。
- ・名簿受領後、町会長が原則10日以内に登録者に連絡し、訪問日を決定しています。
- ・訪問時、登録者の方に①町内会の災害時における行動基準、②災害時における要援護者安否確認・救出・避難誘導體制（班編成表）をお渡ししています。
- ・登録者から聞き取った内容を個票に記入し、登録者の情報を把握します。
- ・地域独自で作成している、「災害時における安否要確認者名簿」への登録についてお尋ねし、希望者については名簿に登録し、幅広い支援を受けられるようにしています。なお、災害時要援護者避難支援制度の登録者は、全員が同意の上、登録されています。

<平常時の対応>

- ・登録者の住所を地図上に落とし込んだマップを作成し、一目で場所が分かるようにしています。
- ・地区独自の制度で、ボランティアの福祉協力委員を民生委員と同数を選出し、月に1～2回の見回り活動を行っています。

<災害発生時の対応>

- ・あらかじめ定めた班ごとの支援体制により、支援行動が可能な者から、要援護者の安否確認→救出→避難誘導→救護を行います。
- ・大地震発生時には、支援者が班ごとに町内会館前に集合して避難所である中原中学校に避難することとしています。

5 他団体との連携

<民生委員>

- ・要援護者の安否確認・救出・避難誘導體制の班を、民生委員の担当地区ごととし、各班に必ず民生委員が入るようにしています。
- ・支援者として、名簿とマップを保有していただき、町内会とともに支援活動を行っていただく体制を整えています。

<近隣町内会>

- ・丸子地区9町内会で、地区独自の「安否要確認者名簿」作成の取り組みを行っており、登録者の同意を得た上で、9町内会長及び民生委員と名簿を共有しています。このことにより、いざというときに自分たちの団体の活動が困難な場合、近隣の町内会に応援を要請し、要援護者支援の対応を図れるように日ごろから連携を図っています。

6 工夫している点

- ・「町内会役員・顧問・組長の災害時における行動基準」を、図を用いてわかりやすく作成し、支援者及び名簿登録者に対して、災害時にどのような行動をするのかを明確にしています。
- ・名簿とマップは毎年更新を行い、町会長、副会長、民生委員で共有し、発災時に活用できるようにしています。
- ・毎年4月の町内会の総会において、町会の役員、組長に行動基準、班編成、自主防災組織の資料を配布し、町内会の取組を周知しています。
- ・民生委員の友愛訪問などにより、要援護者の状況の変化を把握した場合には、町内会長と情報を共有するようにしています。

7 取組成果

- ・一人の支援者を特定の方に固定せず、班単位での支援体制とすることで、迅速かつ漏れのない支援を行えるようになりました。
- ・多くの方が支援する側に回ることで、地域での要援護者支援の意識向上につながっています。
- ・災害時要援護者避難支援制度を、地区独自の要援護者対策に組み込むことにより、要援護者の把握を漏れなく行えるようになりました。

8 その他



<要援護者の救助等を想定した訓練>